

2025年〇月吉日

一般社団法人日本保険薬局協会
正会員各位

一般社団法人 日本保険薬局協会
デジタル推進委員会

医療情報ネット（ナビイ）のさらなる活用のためのアクション実施のお願い

平素より弊会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、薬局機能情報提供制度は、平成19年4月1日施行の改正薬事法（薬機法）により創設され、薬局が薬局機能に関する情報を都道府県へ報告することが義務となっております。報告を受けた都道府県は住民・患者に対して分かりやすい形でそれらの情報を提供することとなり、医療情報ネットにより、情報の提供が行われています。

令和5年度定期報告からG-MISを利用したオンライン報告が開始されました。また、報告した内容は、令和6年4月より厚生労働省が進めております全国共通の医療情報ネット（ナビイ）にて公開されております。

しかし、現在『ナビイ』に掲載されております薬局の情報について、一部に古い情報や誤りが確認されておりますと共に、国民の皆様への認知も低く、活用されているとは言えない状況です。

日本保険薬局協会としても、報告義務のある薬局機能情報の内容の正確さ・充実を図り、『ナビイ』活用を推進することで、下記のような地域の医療提供体制の強化を図れると考えます。

○住民への正確な情報提供

『ナビイ』は一般住民に閲覧可能な仕組みであり、薬局（医療機関）の機能や営業時間等が掲載されており、薬局（医療機関）の検索・選定に活用されます。正確な情報掲載により、地域住民からの信頼性向上に寄与します。

○医療提供体制の一部としての役割

薬局は地域医療における重要な拠点であり、『ナビイ』への正確な情報登録は、災害時や感染症発生時における行政からの迅速な情報把握・支援にもつながります。

○薬局ごとの責任ある情報発信

薬局機能の「見える化」に貢献し、業界全体の価値向上につながります。

以上のことから、会員の皆様には、患者様のみならず、広く国民に正しく『ナビイ』を活用し、安心して医療情報を把握していただけるよう、**以下のアクションの実施をお願い申し上げます。**

－医療情報ネット（ナビイ）活用推進のためのアクション－

- 『ナビイ』およびG-MISの薬局スタッフ・企業内での理解啓発をお願いします
 - 『ナビイ』の意義や目的を理解すること
 - G-MISで報告する（『ナビイ』掲載）事項の理解をすること
 - 住民・患者様対応において、医療機関・薬局検索ツールとして『ナビイ』を活用すること

- G-MIS報告（『ナビイ』掲載情報）内容の確認と登録情報の修正・更新をお願いします
 - 所属の薬局を『ナビイ』で検索して、掲載内容が現状と相違がないか確認すること
 - 相違がある場合、G-MISにて修正報告をすること
 - 掲載内容に変更が生じた場合、随時報告をすること
 - 『ナビイ』へ薬局の掲載がない場合、新規報告としてG-MISへ登録すること
 - 年に1回の「**定期報告**」の際、報告内容の見直しを実施し、確実に報告すること
※「**定期報告**」が年明け期限で通知が来ますので、令和8年3月31日（火）までには、各薬局で内容の確認と修正・報告を完了すること

- 医療情報ネット（ナビイ）の地域住民・患者様への活用啓発をお願いします
 - チラシ（ポスターとしても活用可）を利用して、まずは「ナビイ」の周知に努めること
 - QRコードからナビイのサイトにアクセスしてもらうよう努めること

以上

※詳細については、<別紙1～3>をご参照ください。

<別紙 1>

➤ 『ナビイ』およびG-MISの薬局スタッフ・企業内での理解啓発をお願いします

- 『ナビイ』の意義や目的を理解すること
- G-MISで報告する（『ナビイ』掲載）事項の理解をすること
- 住民・患者様対応において、医療機関・薬局検索ツールとして『ナビイ』を活用すること

◆ 医療情報ネット（ナビイ）について

『ナビイ』は厚生労働省が運営する医療提供体制情報支援システムです。

現在、薬局を含む医療機関等の情報が全国的に管理・公開されており、一般住民や医療関係者が地域の医療資源を把握するための重要な情報基盤となっております。

『ナビイ』：<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>



【意義・目的】

- ・ 国民が安心して薬局を選択・利用できるための公的な情報基盤
- ・ 正確な薬局情報（住所・連絡先・営業時間等）の提供による利用者利便性の向上
- ・ 在宅医療やオンライン服薬指導など、多様なサービスの周知・利用促進
- ・ 災害時・緊急時における医薬品アクセス情報の活用可能性
- ・ 地域に根ざした薬局の存在意義を広く発信する社会的役割

◆ G-MISで報告する（『ナビイ』掲載）事項について

下記参考資料に、報告事項ごとの詳細説明が記載されているので、ご確認ください。

参考資料：医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度報告事項説明資料―薬局版―

報告事項例

- ・ 薬局名・所在地・電話番号
- ・ 開局時間・休業日（通常休業・臨時休業を含む）
- ・ 対応可能なサービス内容（例：在宅対応、処方箋受付、薬剤師常駐など）
- ・ 人員体制（薬剤師の数・スタッフ体制）
- ・ 緊急時連絡先

など

<別紙 2 >

▶ **G-MIS 報告（『ナビイ』掲載情報）内容の確認と登録情報の修正・更新をお願いします**

- 所属の薬局を『ナビイ』で検索して、掲載内容が現状と相違がないか確認すること
 - 相違がある場合、G-MIS にて修正報告をすること
 - 掲載内容に変更が生じた場合、随時報告をすること
 - 『ナビイ』へ薬局の掲載がない場合、新規報告として G-MIS へ登録すること
 - 年に 1 回の「定期報告」の際、報告内容の見直しを実施し、確実に報告すること
- ※「定期報告」が年明け期限で通知が来ますので、**令和 8 年 3 月 31 日（火）まで**には、各薬局で内容の確認と修正・報告を完了すること。

◆『ナビイ』の検索について

- ① 下記リンクよりサイトを確認、もしくは検索サイトにて『ナビイ』と検索
<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>
- ② 「薬局を探す」のタブにて、薬局を検索

◆『ナビイ』登録情報の修正方法

厚生労働省のサイトにて、G-MIS でのオンライン報告について記載がありますので、詳しくは下記のサイトをご確認ください。

薬局機能情報提供制度について（薬局事業者向けページ）：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/kinoujouhou/index.html

G-MIS のログイン・操作方法について

URL：<https://www.med-login.mhlw.go.jp/>

ID/パスワード：各薬局に付与済みのものをご使用ください

※ログイン・操作方法に関するご質問や不明点があれば、マニュアルをご参照いただくか、都道府県の「医療機能情報提供制度担当窓口」にご連絡ください。

※G-MIS 事務局では操作等の個別対応は行っていません。

<別紙 3>

<G-MIS を利用したオンライン報告について> ※厚労省 HP より引用

①新規報告

報告方法：薬局開設後、都道府県等から薬局機能情報提供制度に関する案内がありますので、速やかに機関情報を G-MIS で報告いただくようお願いいたします。

G-MIS にログイン後、薬局機能情報提供制度を選択し、新規報告ボタンを選択ください。

G-MIS により報告いただくには、G-MIS アカウントが必要となります。G-MIS 新規ユーザ登録申請のページから申請を行っていただくようお願いいたします。

②定期報告（年に 1 回）

報告期間：定期報告期間は都道府県によって異なりますので、各都道府県からの連絡をご確認ください。

報告方法：G-MIS にログイン後、薬局機能情報提供制度を選択し、定期報告ボタンを選択ください。

【定期報告ボタンを選択できない場合】

定期報告期間外の場合は、定期報告ボタンが押せません。都道府県からご案内する定期報告実施期間をご確認ください。

③随時報告

薬局機能情報提供制度は、医療を受ける者が、薬局の選択を適切に行うために必要な情報を提供することを目的に導入された制度です。**①~⑮に変更が生じた場合は、速やかにご報告ください。**その他の報告事項について変更があった場合には、利用者の利便性に配慮し、可能な限り速やかに報告を行うよう努めてください。

- ①薬局の名称
- ②薬局開設者
- ③薬局の管理者
- ④薬局の所在地
- ⑤薬局の面積
- ⑥店舗販売業の併設の有無
- ⑦電話番号及びファクシミリ番号
- ⑧電子メールアドレス
- ⑨営業日
- ⑩開店時間
- ⑪開店時間以外で相談できる時間
- ⑫健康サポート薬局である旨の表示の有無
- ⑬地域連携薬局の認定の有無
- ⑭専門医療機関連携薬局の認定の有無及び傷病の区分
- ⑮薬剤師不在時間の有無

報告方法：G-MIS にログイン後、薬局機能情報提供制度を選択し、随時報告ボタンを選択ください。